

視聴要領

大阪市行政不服審査会

1 視聴手続

- (1) 会議を視聴しようとする方は、会議の開始予定時刻までに、受付において審査会の会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて、視聴場所に入場してください。
- (2) 視聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。

2 視聴者の遵守事項

視聴者は、視聴場所においては、次の事項を守ってください。

- (1) 危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他、他の視聴者の視聴の妨げとなると認められる器物を持ち込まないこと
- (2) 発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (3) 携帯電話などの受信音、操作音等を出さないこと
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと
- (5) その他、他の視聴者の視聴の妨げとなる行為をしないこと

3 視聴場所の秩序維持

- (1) 視聴者は、視聴場所においては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 視聴者が上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。